

沖縄県警察改革推進委員会設置要綱の制定について

発出年月日：平成17年6月24日

文書番号：沖例規務6

公表範囲：全文

改正 前略・・・平成24.7 沖例規務6

第1 設置

沖縄県警察における警察改革を的確に推進するため、警察本部に沖縄県警察改革推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 委員会の構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長、副委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 委員長 警察本部長
 - (2) 副委員長 警務部長
 - (3) 委員 生活安全部長 刑事部長 交通部長 警備部長 九州管区警察局沖縄県情報通信部長 首席監察官 警察学校長 警務部警務課長

第3 委員会の任務

委員会は、警察庁が策定した「警察改革要綱」の趣旨を踏まえ、沖縄県警察における「警察改革の精神」の徹底等に向けた基本方針について審議し、決定するものとする。

第4 委員会の運営

- 1 委員長は、必要の都度、委員会を招集し、会務を総理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

第5 幹事会

- 1 委員会に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - (1) 幹事長 警務部長
 - (2) 副幹事長 警務課長 監察課長
 - (3) 幹事 警務部総務課長 警務部広報相談課長 警務部会計課長 警務部教養課長 生活安全部生活安全企画課長 生活安全部地域課長 刑事部刑事企画課長 交通部交通企画課長 警備部警備第一課長 那覇警察署副署長 沖縄警察署副署長 九州管区警察局沖縄県情報通信部通信庶務課長

第6 幹事会の任務

幹事会は、委員会から付議された事項その他沖縄県警察の警察改革についての総合的企画及び諸施策の推進に関する事務を処理する。

第7 幹事会の運営等

- 1 幹事長は、必要の都度、幹事会を招集し、会務を総理する。
- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する副幹事長がその職務を代行する。
- 3 幹事長は、必要と認めたときは、幹事以外の者に対し、幹事会への出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 幹事長は、幹事会における検討結果等について、速やかに委員長に報告するものとする。

第8 部会

- 1 幹事会に、部会及びワーキンググループを置くことができる。
- 2 部会の設置、部会長、部会員、任務等については、幹事長が別に定める。
- 3 ワーキンググループの設置、構成員、任務等については、幹事長が別に定める。

第9 分科会

- 1 部会に、分科会を置くことができる。
- 2 分科会の設置、分科会長、分科会員、任務等については、部会長が別に定める。

第10 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部警務課において処理する。

第11 補則

この要綱に別に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。